

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福祉保健総務課
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約者名	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
契約名	山梨県生活困窮者自立支援業務委託契約
契約金額 (税込み)	35,574,647円
随意契約理由	<p>○本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号、以下「法」という。）に基づき、法第 3 条に規定された「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」（以下「生活困窮者」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、法第 3 条第 2 項に規定する「生活困窮者自立相談支援事業」と、同条第 5 項に規定する「生活困窮者家計改善支援事業」を実施することにより、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行うことを目的としている。</p> <p>○内容が専門的かつ多岐にわたることから、社会福祉法人、NPO 法人等の事業者が持つ、専門性、ノウハウ等を活用し、効果的かつ円滑に実施することが必要とされる。</p> <p>○峡南、富士・東部地域の町村を対象とした当該事業を実施する旨の要望が（福）山梨県社会福祉協議会の他にないこと、生活困窮者の自立支援のため（福）山梨県社会福祉協議会が実施主体となる生活困窮者を対象とした生活福祉資金貸付事業と一体的に対応することが望ましいこと、事業の実績があり町村関係機関との連携体制が構築できていること、相談者に寄り添った継続的な支援の重要性から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の規定により見積合わせを省略し、（福）山梨県社会福祉協議会と契約する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号